

「少年の森」再整備の方向性

(案)



少年の森の 魅力

※参考、下記より
みらい創造財団ヒアリング
Webアンケート（市民・利用者）途中経過
庁内アンケートおよびワークショップ

- ・ 自然環境が豊か、喧騒から隔離されている場所
- ・ 人工的ではなく自然の中で思いっきり遊べること
- ・ じゃぶじゃぶ池や水源地が魅力
- ・ スタッフ（ボランティア含む）が親切で子どもとの関わり方も上手なこと
- ・ アスレチックが無料で利用できること
- ・ 虫捕りができる、ホタルが見れること



※活かしたい北部地域や藤沢市の魅力!!

- ・ 周辺に多くの生産者さんがいる
- ・ 多様で魅力的な事業者やプレイヤーがいる
- ・ SFCがある
- ・ 遠藤笹窪谷公園との連携 など



藤沢市としての **前提と検討事項**

※基本方針に係る検討開始時

再整備の背景

施設の老朽化

- 建設から40年以上が経ち
建物・設備等更新の時期
- アスレチック等の
安全性確保や施設快適性の確保



施設整備に合わせた検討事項

- **施設の価値・魅力の向上**
- **北部地域全体の活性化**



少年の森の 課題・検討事項

※参考、下記より
みらい創造財団ヒアリング
Webアンケート（市民・利用者）途中経過
庁内アンケートおよびワークショップ

ハード面

- **清潔さ**（施設やトイレ、池の水）
- **安全性**（主にアスレチック）
- **駐車場**のわかり難さと台数確保

運営面

- **倉庫やバックヤード**の不足
- **維持・管理費用**
（日常的な修繕、なら枯れ、台風等）

改善希望・検討事項

- **認知度の向上**と利用しやすさ（ネット予約や混雑状況、プログラムがHPから見れる等）
- **季節や天候を問わず**に過ごせる場所、利用率を高める工夫
- 条例や運営要領によって、**現代の宿泊ニーズ**に対応できない
（テント泊は団体だけ、かわせみハウスは10人以上からなど）
- もう少し**幅広い年齢や多様な層**（グループや個人）が**様々な時間帯**で利用できる
- 売店や休憩所、飲食店、木陰や日除けのあるベンチなど



藤沢市少年の森**条例**（抜粋）

（使用者の範囲）

第4条 藤沢市少年の森（以下「少年の森」という。）を使用することができるのは、次に掲げるものとする。ただし、キャンプ活動の目的で使用する場合は、団体に限る。

- (1) 18歳以下の者
- (2) 前号に該当する者により構成される団体
- (3) 第1号に該当する者の引率者又は前号の団体の指導者
- (4) この市の区域内の青少年育成に携わる者及びそれらの者により構成される団体
- (5) 国及び地方公共団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

当施設整備を検討・推進していく上で **大切な視点**

- 施設周辺エリアの恵まれた自然環境やコンテンツを最大限に活かし、
当施設をハブとした藤沢市北部地域の暮らしと魅力向上に寄与する施設を目指すこと
- ビジネス最優先の民間不動産活用とは異なり、公共不動産活用ならではの
市民生活の質を高める公益性を重んじる視点を欠かさないこと
- 公民連携に留まらず、
市民・民間事業者(整備・運営者)・行政の三方よしについて考えること

再整備で目指す方向性（案）

今の魅力（自然環境、子どもたちが思い切り遊べる場所）を大切に、

周辺住民やファミリー等も気軽に立ち寄れる、利用できる施設に。

- 清潔で利用しやすい機能やサービスへ
- 安心して遊べる・学べる、日常的に行きたくなる場所へ
- 知り合いや仲間が増える場所へ（多様な利用者が小さな接点を持てる機会の創出：居場所）
- 100年後もつづく「森」のために、環境を守り育てる仕組みやプログラムの導入
- 市民のみんなが知っている、北部地域を代表する、愛され誇れる場所へ
- 市内事業者・生産者、地域プレイヤー等と連携し、北部地域のハブとなって地域経済と魅力を高めていく

既存の環境等を守りながらも、
現在は利用率が低い時間帯や曜日に、新たな層の利用者を取り込むことは検討可能。
今より多くの方々に認知され、利用され、愛されるように。

少年の森再整備スケジュール（案）

